

商取引基本規約

本商取引基本規約（以下、「本基本規約」といいます。）は、利用者がJSパートナーズ株式会社（以下、「当社」といいます。）の提供するオンラインプラットフォーム「トラストリンクージ」（以下、「本プラットフォーム」という。）上で行う継続的商取引（以下、「本商取引」といいます。）に関して、利用者が発注者または受注者となる場合についての権利義務関係を定めるものです。本商取引を行うにあたり、本基本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

（本商取引の定義）

第1条 本商取引は以下の定義とします。

- （1） 本商取引とは、本プラットフォーム上で行うEDI取引（電子商取引）で、発注者または受注者となる利用者と当社との間で締結される個別契約の総体をいい、個別契約とは、個々の売買契約または請負契約もしくは運送契約をいいます。
- （2） 本商取引のうち発注者と当社間との個別契約とは、発注者が当社に第三者である受注者の商品またはサービスを発注して、当社が当該発注された商品またはサービスを受注者に給付させることを内容とする個別契約をいいます。
- （3） 本商取引のうち受注者と当社間との個別契約とは、受注者が当社から発注を受けて、第三者である発注者に対して、当該発注された商品またはサービスを給付することを内容とする個別契約をいいます。
- （4） 発注者とは、（2）における発注者及び（3）における第三者をいいます。
- （5） 受注者とは、（3）における受注者をいいます。
- （6） 商品またはサービスとは、（2）及び（3）における商品またはサービスをいいます。

（適用範囲）

第2条 本基本規約は、本プラットフォーム上で行われる本商取引の個別契約に適用されます。

- 2 本基本規約は、本商取引及び個別契約（発注者と当社間及び発注者と当社間の個別契約）の基本となる事項及び共通事項についての合意を規定します。

(個別契約の成立及び効力の発生)

- 第3条 個別契約のうち、発注者と当社間の個別契約は、発注者が当社に発注をし、当社が承諾をしたときに成立します。
- 2 個別契約のうち、受注者と当社間の個別契約は、当社が発注者に発注をし、受注者が承諾をしたときに成立します。
- 3 前2項の発注は、発注書により、承諾は、注文請書により、本プラットフォーム上で行うものとします。
- 4 発注者は、第1項における発注の際に、第2項における個別契約の第三者として契約の利益を享受する意思表示をしたものとします。

(売買契約：個別契約の内容)

- 第4条 個別契約のうち売買契約（以下、本条から8条までの個別契約をいいます。）には、以下の各号の事項を定めるものとします。
- (1) 発注日
- (2) 商品の名称
- (3) 商品の数量
- (4) 引渡期日
- (5) 引渡場所
- (6) 検収完了期日
- (7) 価格
- (8) 支払期日
- (9) その他必要な事項
- 2 発注者と当社間の個別契約には、当該商品の受注者を定めるものとします。
- 3 受注者と当社間の個別契約には、第三者となる発注者を定めるものとします。

(売買契約：引き渡し)

- 第5条 受注者は、個別契約に定めた引渡期日、引渡場所において発注者に商品を引き渡します。

(売買契約：検収及び受領)

- 第6条 発注者は、商品の引き渡しを受けた後、遅滞なく検収を行い、個別契約に定めた検収完了期日までに検収を完了させ、当社及び受注者に合格又は不合格を通知します。
- 2 発注者は、前項の検収で合格した商品を受領します。

- 3 発注者は、1項の検収で不合格を通知した場合、受注者に対して商品の修補、代替物の引き渡し、又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができます。
- 4 不合格と通知された商品については、前項の通知の際に、発注者及び受注者の協議により処分方法（返還を含む）及び費用負担を定めるものとします。

（売買契約：所有権の移転）

第7条 商品の所有権は、前条2項の受領した時点で、受注者から発注者に移転します。

（売買契約：危険負担）

第8条 危険負担は、商品が5条により発注者に引き渡された時点で、受注者から発注者に移転します。

- 2 商品が前項により発注者に引き渡されるまでの間に、発注者の責めに帰さない事由によって消滅したときは、発注者は個別契約を解除することができます。

（請負契約：個別契約の内容）

第9条 個別契約のうち請負契約（以下、本条から14条までの個別契約をいいます。）には、以下の各号の事項を定めるものとします。

- (1) 発注日
 - (2) サービスの名称
 - (3) サービスの数量
 - (4) 引渡期日
 - (5) 引渡場所
 - (6) 検収完了期日
 - (7) 報酬額
 - (8) 支払期日
 - (9) その他必要な事項（原材料・資材等の支給がある場合、その支給する側・内容・方法）
- 2 発注者と当社間の個別契約には、当該サービスの受注者を定めるものとします。
 - 3 受注者と当社間の個別契約には、第三者となる発注者を定めるものとします。

(請負契約：引き渡し)

第10条 受注者は、個別契約に定めた引渡期日、引渡場所において発注者に製造、加工、梱包等を行った製品（以下、「製品」といいます。）を引き渡します。

(請負契約：検収及び受領)

第11条 発注者は、製品の引き渡しを受けた後、遅滞なく検収を行い、個別契約に定めた検収完了期日までに検収を完了させ、当社及び受注者に合格又は不合格を通知します。

2 発注者は、前項の検収で合格した商品または製品を受領します。

3 発注者は、1項の検収で不合格を通知した場合、受注者に対して製品の修補、代替物の引き渡し、又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができます。

4 不合格と通知された製品については、前項の通知の際に、発注者及び受注者の協議により処分方法（返還を含む）及び費用負担を定めるものとします。

(請負契約：所有権の移転)

第12条 製品の所有権は、それが原材料、半製品、完成品のいずれの状態にあるかを問わず、発注者に帰属します。

(請負契約：危険負担)

第13条 危険負担は、製品が10条により発注者に引き渡された時点で、受注者から発注者に移転します。

2 製品が前項により発注者に引き渡されるまでの間に、発注者の責めに帰さない事由によって消滅したときは、発注者は個別契約を解除することができます。

(請負契約：引き渡しを伴わない場合)

第14条 請負契約が引き渡しを伴わない場合、受注者は、仕事の完成後、遅滞なく、当社及び発注者に仕事の完成を報告します。

(運送契約：個別契約の内容)

第15条 個別契約のうち運送契約（以下、本条から17条までの個別契約をいいます。）には、以下の各号の事項を定めるものとします。

(1) 発注日

- (2) 運送品の種類
 - (3) 発送地及び到達地
 - (4) 運送賃
 - (5) その他必要な事項（運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号、荷造りの種類、荷送人及び荷受人の氏名又は名称、受注者に運送約款がある場合当該運送約款）
- 2 発注者と当社間の個別契約には、荷送人となる受注者を定めるものとします。
- 3 受注者と当社間の個別契約には、第三者となる発注者を定めるものとします。

（運送契約：約款）

第16条 発注者は、受注者の提供する運送約款に従うものとします。

- 2 前項の運送約款と本基本規約に異なる条項がある場合、本基本規約が優先して適用されるものとします。

（運送契約：通知）

第17条 受注者は、荷受人に荷物を引き渡した後、遅滞なく、当社及び発注者に引き渡しを報告します。

（取引限度額）

第18条 本基本規約における利用者の取引限度額とは、本プラットフォーム上における取引で発生した当日までの債権債務及び将来発生する債権債務の総額をいいます。ただし、限度額においては当社で取り決めた金額とします。

（入金及び支払条件）

第19条 代金の入金及び支払条件は下記のとおりとします。

- (1) 個別契約のうち、発注者と当社間の個別契約においては、当社は、毎月末日（以下「締め日」といいます。）を期限として、当月に発注者が検収をした商品・製品または運送の代金支払総額を集計し、所定の明細票により当該総額を通知します。通知された発注者は、当該代金支払総額を締め日の翌月の発注者が指定した日に、当社が指定する口座に入金するものとします。
- (2) 個別契約のうち、受注者と当社間の個別契約においては、当社は、締め日を期限して、当月に受注者より受領した請求書を基に当該代金支払

総額を締め日の翌月末日までに、請求した受注者が指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします。

- (3) 本条1号・2号において、約定日が土日祝祭日、12月31日から翌年の1月3日までの日にあたる場合は、当社の前営業日を約定支払日とします。
- (4) 発注者が代金の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

(入金及び支払条件の変更)

第20条 お客さまの申し出により前条の代金のお入金及び支払条件は下記のとおり変更することができます

- (1) 発注者は、前条(1)により定めた条件のもと当社が指定する口座に入金するものとしますが、見積り依頼の際に当社への支払期日を翌々月または3ヶ月後の発注者が指定した日に変更することができます。
- (2) 受注者は、前条(2)記載の取引に基づいて生じた債権のうち全部又は一部を早期資金化サービスを利用することにより、受注者の指定された日に所定の利用率を値引きした金額をお入金することができます。ただし、お入金日は、受注者の申し出より最短2営業日後となります。本サービスについては別途『「早期資金化」サービス利用規約』をご参照ください。なお、支払総額の明細表には本サービス利用料が仕入値引きという記載で通知されます。
- (3) 本条1号・2号において、約定日が土日祝祭日、12月31日から翌年の1月3日までの日にあたる場合は、当社の前営業日を約定支払日とします。
- (4) 発注者が代金の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

(禁止行為)

第21条 許認可が必要となる業種の商品またはサービス、第三者の知的財産に関する権利等(お願中のものを含む)(以下「知的財産権」という。)をお侵害する取引はできません。

(第三者の権利侵害)

第22条 受注者及び当社は、商品または製品もしくは商品または製品の製造方法に関して第三者により知的財産権の侵害を理由に何らかの請求を受けたときは、遅滞なく当社及び発注者に通知します。

- 2 受注者は、第三者に損害が発生した場合には、発注者に対して合理的に必要な範囲において当該損害を賠償するものとします。

(譲渡又は担保提供の禁止)

第23条 利用者は、本基本規約により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならないものとします。但し、相手方の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

(監査権)

第24条 当社は、利用者に対して、利用者が本基本規約の条件に従って本取引を適正に行っているか否かを監査する権限を有するものとします。

- 2 必要に応じて当社は、利用者に対し、監査に必要な書類もしくはその写しの提出、その他の必要な措置を求めることができ、利用者はこれに協力する義務があるものとします。
- 3 前項の監査の結果、利用者に違反行為があると当社が認めた場合、当該違反行為の態様、期間、その他諸般の事情を勘案の上、当社は利用者に対し、違反行為の是正、契約の解除、または損害賠償の何れかの措置、あるいは全ての措置を求めることができるものとします。

(組織の変更等の通知)

第25条 利用者及び当社が営業の変更、資本金の減少、法人組織の変更又は合併をしようとするときは、遅滞なく相手方に通知するものとします。

- 2 利用者及び当社が名称、商号、住所又は代表者を変更したときは、遅延なく相手方にその旨を通知するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第26条 利用者及び当社は、利用者が次項の各号いずれかに該当し、若しくは3項の各号のいずれかに該当する行為をし、又は本条にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告をなさず本基本規約に基づく個別契約すべてを解除することができます。

なお、これにより利用者に損害が生じた場合でも当社は利用者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。

- 2 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋

等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 3 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社又は他の利用者の信用を毀損し、又は当社又は他の利用者の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。

(不可抗力の免責)

第27条 利用者及び当社は天災地変、当事者の関与しない労働争議、その他やむを得ない事由により商品または製品の引き渡しに支障が生じても免責されるものとします。

(秘密保持)

第28条 利用者及び当社は、本取引を通じて知り得た相手方の機密情報について、相手方から秘密として指定された情報を秘密として保持します。保持している秘密は、相手方の事前の同意なく、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

- 2 前項に定める義務は、本契約終了後も継続するものとします。

(契約の解除)

第29条 当社は、書面又は電磁記録による1か月前の通知をもって、本基本規約に基づく個別取引を解除することができます。なお、この解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

2 当社は、利用者が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、第1項の通知を要せず、直ちに本基本規約に基づく個別取引すべてを解除することができます。なお、この解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

- (1) 本契約を違反したとき
- (2) 監督官庁より営業の許可の取消し等の処分を受けたとき
- (3) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立を受けたとき
- (5) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立て行ったとき
- (6) 事業の全部または重要な一部を譲渡、会社合併、分割または解散の決議をしたとき
- (7) その他、前各号に準じる事由が生じたとき

(期限の利益喪失)

第30条 利用者が下記各号のいずれかに該当したときは、利用者は当然に本基本規約に基づく個別取引すべての債務につき期限の利益を失い、債務の全額を一時に支払うものとします。

- (1) 第三者から仮差押、強制執行、担保権の実行として競売の申立若しくは国税徴収法による滞納処分を受け、又は破産、特別清算、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立を受け、あるいは自ら申立をしたとき。
- (2) 債務の支払を1回でも怠ったとき、又は手形、小切手を1回でも不渡りにしたとき。
- (3) 資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると思われる相当な理由があるとき。
- (4) その他本契約に違反したとき。

(損害賠償の範囲)

第31条 当事者が、本基本規約に違反して相手方に直接の損害（弁護士費用等を含む）を与えたときは、相手方に対し、合理的な範囲において賠償を求め

ることができます。

(利用規約の変更)

第32条 金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当社は、変更内容及び変更日を当社ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本基本規約の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規約を適用するものとします。

(誠実協議)

第33条 本基本規約に定められた事項並びに本基本規約に関して生じた疑義については、利用者及び当社は、お互いに誠意をもって協議のうえ速やかに解決を図るものとします。

(言語・準拠法・裁判管轄)

第34条 本基本規約は日本語を正文とし準拠法は日本法とします。

2 本基本規約に関連する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

施行日 2024年4月30日